

令和5年度事業報告書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

学校法人 上田学園

1. 法人の概要

(1) 設置する幼稚園（令和6年3月31日現在）

- ・高坂幼稚園
- ・香久山幼稚園
- ・高坂こども園

(2) 当該幼稚園の入園定員、園児数の状況

・高坂幼稚園

年次	組	定員	R5.5.1 現在	R6.3.31 現在
年 少	たんぽぽ	130 人	18 人	19 人
	もも		18 人	18 人
	ばら		19 人	19 人
年 中	たけ	155 人	23 人	23 人
	ゆり		24 人	23 人
	さつき		23 人	23 人
年 長	すみれ	155 人	31 人	31 人
	きく		31 人	29 人
	きり		30 人	29 人
合 計		440 人	217 人	214 人

・香久山幼稚園

年次	組	定員	R5.5.1 現在	R6.3.31 現在
0 歳	ぴっぴ	9 人	7 人	9 人
1 歳	ひよこ	16 人	13 人	16 人
2 歳	あひる	24 人	20 人	24 人
年 少	きりん	87 人	17 人	18 人
	うさぎ		16 人	17 人
	ぞう		17 人	17 人
	くま		16 人	18 人
年 中	すみれ	87 人	27 人	27 人
	ばら		28 人	27 人
	ひまわり		28 人	26 人
年 長	ほし	87 人	28 人	28 人
	にじ		28 人	29 人
	つき		28 人	29 人
合 計		310 人	273 人	285 人

・高坂こども園

年令	組	定員	R5.5.1 現在	R6.3.31 現在
0歳	こりす	9人	5人	6人
1歳	りす	13人	15人	15人
2歳	あひる	18人	18人	18人
年少	うさぎ	25人	28人	28人
年中	くま	35人	29人	27人
年長	ぞう	35人	27人	27人
合 計		135人	122人	121人

(3) 役員、教員及び職員の状況（令和6年3月31日現在）

・役員

役員名	定員	現員	任期
理 事	6人	6人	4年
監 事	2人	2人	4年
評議員	13人	13人	4年

・教員

	園長	教頭	教諭	助教諭	その他	合計
高坂幼稚園	1人		12人	6人		19人
合 計	1人		12人	6人		19人

・保育教諭

	園長	教頭	保育 教諭	助教諭	その他	合計
香久山幼稚園	1人		20人	18人		39人
高坂こども園	1人	1人	19人	7人		28人
合 計	2人	1人	39人	25人		67人

・職員

	事務職員	用務員	運転手	その他	合計
高坂幼稚園	3人	1人	1人	7人	12人
香久山幼稚園	1人	1人	1人	6人	9人
高坂こども園				7人	7人
合 計	4人	2人	2人	20人	28人

●令和5年度決算書

＜資金収支計算書＞

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入	127,090,000	127,046,258	43,742
手数料収入	400,000	396,000	4,000
寄付金収入	1,340,000	1,336,558	3,442
補助金収入	455,380,000	455,352,775	27,225
資産売却収入	500,000	500,000	0
付随事業収入	42,090,000	42,077,475	12,525
受取利息・配当金収入	30,000	4,832	25,168
雑収入	19,770,000	19,738,990	31,010
借入金等収入	0	0	0
前受金収入	3,280,000	3,280,000	0
その他の収入	114,496,975	114,489,545	7,430
資金収入調整勘定	-84,920,000	-84,953,723	33,723
前年度繰越支払資金	316,456,781	316,456,781	0
収入の部合計	995,913,756	995,725,491	188,265
支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	423,220,000	423,056,812	163,188
経費支出	151,114,000	150,767,300	346,700
借入金等利息支出	1,250,000	1,233,014	16,986
借入金等返済支出	20,484,000	20,484,000	0
施設関係支出	4,330,000	4,281,980	48,020
設備関係支出	9,070,000	9,034,870	35,130
資産運用支出	0	0	0
その他の支出	100,712,716	100,709,412	3,304
資金支出調整勘定	-14,590,000	-16,274,337	1,684,337
翌年度繰越支払資金	300,323,040	302,432,440	-2,109,400
支出の部合計	995,913,756	995,725,491	188,265

<貸借対照表>

令和6年3月31日

(単位:円)

科 目	本年度末	前年度末	増減
固定資産	1,932,408,712	1,946,085,970	-13,677,258
有形固定資産	1,811,608,548	1,825,293,806	-13,685,258
特定資産	119,782,000	119,782,000	0
その他の固定資産	1,018,164	1,010,164	8,000
流動資産	384,006,163	340,143,756	43,862,407
現金預金	302,432,440	316,456,781	-14,024,341
未収入金	81,573,723	23,686,975	57,886,748
資産の部合計	2,316,414,875	2,286,229,726	30,185,149
科 目			
固定負債	126,898,000	144,882,000	-17,984,000
流動負債	43,241,064	39,465,569	3,775,495
負債の部合計	170,139,064	184,347,569	-14,208,505
科 目			
基本金	2,571,472,547	2,542,283,707	29,188,840
第1号基本金	2,525,672,547	2,496,483,707	29,188,840
第4号基本金	45,800,000	45,800,000	0
繰越収支差額	-425,196,736	-440,401,550	15,204,814
翌年度繰越収支差額	-425,196,736	-440,401,550	15,204,814
純資産の部合計	2,146,275,811	2,101,882,157	44,393,654
負債及び純資産の部合計	2,316,414,875	2,286,229,726	30,185,149

＜財産目録＞
令和6年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額
基本財産	1,811,995,212
運用財産	504,419,663
資産の総額	2,316,414,875
負債の総額	170,139,064
正味財産	2,146,275,811

科 目	年 度 末
I. 基本財産	1,811,995,212
1 土地	1,020,991,923
2 建物	747,630,128
3 構築物	16,014,285
4 図書	5,396,873
5 機器備品	16,961,401
6 その他	5,000,602
II. 運用財産	504,419,663
1 現預金	302,432,440
2 未収入金	81,573,723
3 その他	120,413,500
III. 負債	170,139,064
1 借入金	95,100,000
2 退職給与引当金	49,782,000
3 未払金	16,274,337
4 前受金	3,280,000
5 預かり金	5,702,727
IV. 正味財産	2,146,275,811
(I + II - III)	

事業活動収支計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

区分	科 目	予 算	決 算	差 異
教育活動収支	収入の部			
	学生生徒等納付金	127,090,000	127,046,258	43,742
	手数料	400,000	396,000	4,000
	寄付金	1,340,000	1,336,558	3,442
	経常費等補助金	450,880,000	450,864,469	15,531
	付随事業収入	42,090,000	42,077,475	12,525
	雑収入	19,770,000	19,738,990	31,010
	教育活動収入計	641,570,000	641,459,750	110,250
	支出の部			
	人件費	423,220,000	423,056,812	163,188
	経費	177,974,000	177,612,782	361,218
教育活動外収支	徴収不能額等	0	0	0
	教育活動支出計	601,194,000	600,669,594	524,406
	教育活動収支差額	40,376,000	40,790,156	-414,156
	経常収支差額	39,606,000	40,004,480	-398,480
特別収支	収入の部			
	受取利息・配当金	30,000	4,832	25,168
	その他の教育活動外収入	450,000	442,506	7,494
	教育活動外収入計	480,000	447,338	32,662
	支出の部			
	借入金等利息	1,250,000	1,233,014	16,986
	その他の教育活動外支出	0	0	0
	教育活動外支出計	1,250,000	1,233,014	16,986
	特別収支差額	-770,000	-785,676	15,676
	基本金組入前当年度収支差額	44,006,000	44,393,654	-387,654
	基本金組入額合計	-33,884,000	-29,188,840	-4,695,160
当年度収支差額	当年度収支差額	10,122,000	15,204,814	-5,082,814
	前年度繰越収支差額	-440,401,550	-440,401,550	0
	基本金取崩額			0
	翌年度繰越収支差額	-430,279,550	-425,196,736	-5,082,814
	事業活動収入計	646,450,000	646,296,262	153,738
	事業活動支出計	602,444,000	601,902,608	541,392

(参考)

事業活動収入計	646,450,000	646,296,262	153,738
事業活動支出計	602,444,000	601,902,608	541,392

監 査 報 告 書

学校法人 上 田 学 園
理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

令和 6 年 5 月 1 8 日

学校法人 上 田 学 園

監 事

監 事

伊藤 香樹
谷野 光好

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監査報告を行うため、学校法人上田学園の寄附行為第 7 条の規定に従い、学校法人上田学園の令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査しました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和6年5月31日

学校法人 上田学園
理事会 御 中

北野 一郎 公認会計士事務所
愛知県名古屋市
公認会計士

北野 一郎

監査意見

私は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成27年10月23日付け愛知県告示第455号に基づき、学校法人上田学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の計算書類、すなわち資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人上田学園の令和6年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、平成27年10月23日付け愛知県告示第455号に基づく貸借対照表、収支計算書、その他財務計算に関する書類に含まれる情報のうち、計算書類及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違が

あるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、